

第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度（2023年度）中間見直し

概要版

認めあい、支えあい、助け合える

ずっと住みたい笑顔のまちづくり



令和6年(2024年)3月
亀岡市

亀岡市では、令和3年（2021年）3月に「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取組を進めてきました。

しかしこの間、地域福祉における課題は深刻化しています。

交通手段が少なく、一人では
外出が難しい人が増えている

コロナ禍を経て、住民同士の
つながりの再構築が必要だ

ヤングケアラーなど、支援を
必要とする子どもがいる

少子高齢化の進行
コロナ禍の影響

地域活動の担い手不足・
高齢化が深刻化している

妊婦や子育て中の世帯など、周り
に頼れる人がいない人がいる

災害時を見据えた、日常からの見守り
活動や支えあいが求められている

ひきこもりなど、解決が困難な
課題を抱えている人が増えている



必要なサービスの情報が
届いていない人がいる

深刻化する課題に対応するため

第3期亀岡市地域福祉計画の中間見直しを行います

■計画見直しにあたっての5つの課題

統計資料やアンケート調査、計画の中間評価を踏まえ、見直しを行う上での課題をまとめました。

●地域福祉における5つの課題



これらの課題を解決するために...

■第3期亀岡市地域福祉計画中間見直しの策定

これまで取り組んできた成果や課題を検証し、誰もが安心して暮らしつづけることができる地域づくりの実現に向け、第3期亀岡市地域福祉計画の中間見直しを策定します。

基本理念

「認めあい、支えあい、助け合える

ずっと住みたい笑顔のまちづくり」



計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づくものです。
亀岡市総合計画を上位計画とし、各福祉施策の分野横断的な計画として策定しています。

計画期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間としていましたが、今回の見直しに伴い、計画期間を1年間延長し令和8年度（2026年度）までとし、計画期間を6年間とすることとします。

重層的支援体制整備事業実施計画

本計画は、令和6年度（2024年度）から本格実施する重層的支援体制整備事業の実施計画を一体的に策定しています。

基本目標

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり



◆基本目標の関係図

基本目標1

誰もが安心して暮らしていける
身近なコミュニティづくり

基本目標2

つながりによる福祉の基盤づくり

生きがい・やりがい・活躍の場

興味はあるが
活動に結びついていない人たち

地域活動
への参加

様々な働きかけ

機会提供

地域福祉の活動者・団体

自治会

ボランティア
NPO

民生委員
児童委員

活動団体

日常的な見守り・声かけ

社会福祉
協議会
市民・団体等への
働きかけや支援

社会参加支援・居場所

子育て

認知症

介護

生活困窮

障がい

ヤング
ケアラー

困難を抱えている人・家庭

子どもの
貧困

ニート
ひきこもり

孤立

専門機関への
つなぎ

アウトリーチ
による支援

課題把握
課題解決に向けた支援

活動継続への支援
(各種助成、機会・場・
情報の提供、育成支援等)

行政

各課窓口
福祉なんでも相談窓口

社会福祉協議会

包括的支援
体制

関係機関
医療・教育・雇用等

生活相談
支援センター

障がい者相談
支援事業所

地域包括
支援センター

子育て相談窓口

基本目標3

地域課題を解決する支援体制づくり

■プログラムの体系

計画の最終年度である令和8年度（2026年度）に向け、第3期亀岡市地域福祉計画の体系を引き継ぐとともに、課題に対して重点的に取り組む項目を新たに設定します。

【★】は「重点的に取り組む項目」を表しています

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1) 安心して暮らし続けられる環境づくり

《 目指す姿 》

地域住民同士のつながりの輪をつくり、社会参加をしながら、自分らしく生きがいを持って暮らし続けられる環境をつくれます。

- ①見守り活動の活性化
- ②困りごとの早期発見【★】
- ③地域での居場所づくり
- ④多様な社会資源の発掘や把握【★】
- ⑤生きがいと社会参加の促進



中間見直し
重点ポイント

住民同士の顔の見える関係にもとづく支えあいや助け合いの仕組みづくり、見守り活動の強化、誰もが社会参加できる環境づくりを進めます。

(2) 日常生活を支える支援の充実

《 目指す姿 》

高齢者や障がいのある人、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常生活を送ることができる環境をつくれます。

- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③生活環境の整備
- ④情報発信の強化【★】



中間見直し
重点ポイント

必要とする人に必要な支援が届くよう、情報発信を強化します。

(3) 災害時の支えあいの仕組みづくり

《 目指す姿 》

災害時、要支援者を含めた誰もが取り残されことなく、安全に避難することができる環境をつくれます。

- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備



基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

(1) 市民参加による地域福祉の推進

《 目指す姿 》

地域福祉活動やボランティアに意欲や関心のある人が増え、地域の中で日常的な見守りや地域活動が活発に行われる地域を目指します。

- ①見守り・支えあいの体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化【★】



中間見直し
重点ポイント

地域福祉活動の活性化を図るため、担い手に対する活動支援を行います。

(2) ボランティア・市民活動の推進

《 目指す姿 》

地域で活動するボランティアや団体が増え、地域の課題解決に向けた取組が活発に行われる地域を目指します。

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進



(3) 新たな担い手の育成

《 目指す姿 》

若者から高齢者まで地域福祉活動に関心のある人が担い手として育ち、様々な人が活躍することができる地域を目指します。

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進
- ③多様な人材育成のための活動の充実【★】
- ④活躍できる場づくりと情報発信【★】



中間見直し
重点ポイント

地域福祉活動の活性化を図るため、多様な担い手の育成や参加しやすい環境づくりを行います。

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

(1) 包括的・重層的支援体制の推進

《 目指す姿 》

地域における様々な課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることができる体制をつくります。

- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携
- ②関係機関の連携強化と情報共有
- ③複雑で複合化した課題に対する支援【★】
- ④庁内連携体制の強化



中間見直し
重点ポイント

複雑・複合化した課題に対応するため、各支援機関が連携・協働する仕組みにもとづき、長期にわたって市民に寄り添う支援を行っていきます。

(2) 相談窓口機能の充実

《 目指す姿 》

市民が抱える様々な生活課題等が身近な相談窓口で、分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげられる体制をつくります。

- ①各分野の相談窓口の充実
- ②身近で分野にとらわれない相談窓口の充実【★】



中間見直し
重点ポイント

誰もが気軽に安心して相談できる環境づくりを行います。

(3) 権利擁護体制の充実

《 目指す姿 》

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVをなくし、認知症の人や障がいのある人等が安心して自立した地域生活を送ることができる体制をつくります。

- ①成年後見制度の利用促進
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③虐待防止の取組



■重層的支援体制整備事業実施計画

近年、「8050問題」に形容されるような、複雑・複合化した課題を抱える世帯が増加しています。これらの課題は、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の従来の分野別の相談支援体制では対応が困難になっており、様々な機関や支援者間での連携が必要となっています。

亀岡市では、課題を抱えた人に寄り添い、つながりを持ち続ける継続的、伴走的な包括的支援を行うため、令和6年度（2024年度）より重層的支援体制整備事業を本格実施します。

●包括的支援に向けた基本的な考え方

世代や属性を超えた相談の受け止め

複雑・複合的な課題に対して、各分野の支援者がチームとなって支援する仕組みをつくり、対象者とその世帯全体の課題の把握を行います。

支援員のスキルアップ、支援者の負担軽減も図ります。

課題の早期発見と多機関が連携する支援の仕組み

あらゆる市民との接点をアウトリーチの場と捉え、気になる人の段階でアプローチを行い、早期発見につなげます。

また、中核機関である「福祉なんでも相談窓口」が中心となって、支援機関間の情報共有や連携を行い、分野を超えた支援の調整を図ります。

信頼関係を構築し、継続的な社会とのつながりをつくる支援

対象者やその世帯が地域で孤立することなく自立して生活していくためには、対象者との信頼関係にもとづき、一人ひとりの対象者に合わせた社会とのつながり方をかたちづくるのが大切です。様々な社会資源を把握しながら、社会とつながり続けられる参加支援を行います。

多様で豊かな地域づくり

地域の中の見えにくい課題の早期発見や、必要ときに必要な支援に繋げることができる緩やかな地域の見守りなど、地域住民や団体が互いに気かけあう関係性を構築することで、多様で豊かな地域づくりを支援します。



●3つの事業を一体的に実施

1. 対象者の属性を問わない相談支援

対応する事業

- ①包括的相談支援事業
- ②多機関協働事業・支援プランの作成
- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2. 多様な参加支援

対応する事業

- ④参加支援事業

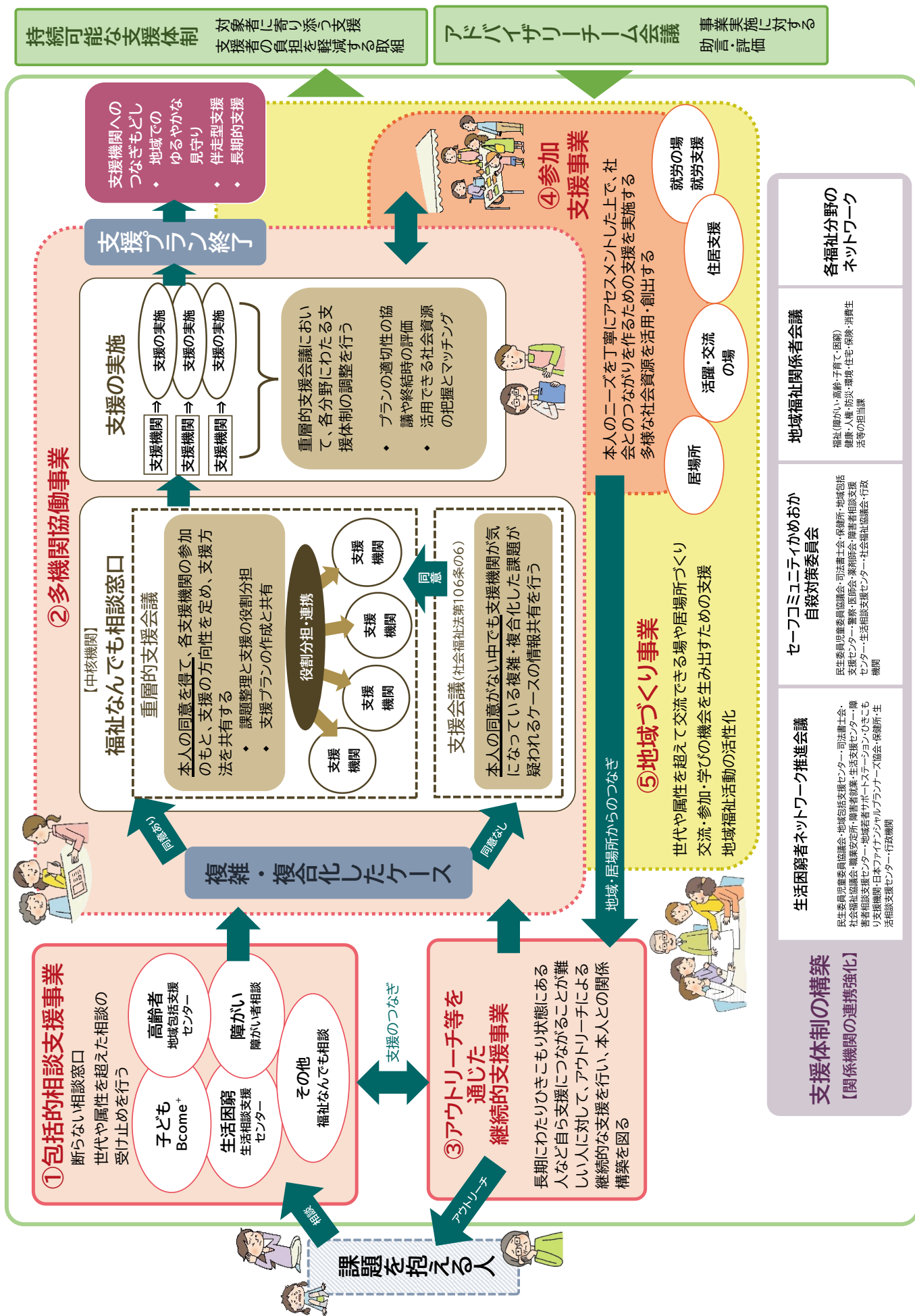
3. 地域づくりに向けた支援

対応する事業

- ⑤地域づくり事業



◆ 亀岡市重層的支援体制整備事業【かめおかモデル】



■ 亀岡市の取組例

地域主体型交通の推進

中山間地域などでは、日常生活における買い物や通院に不便を感じておられる方に対して、自治会や地区社協、ボランティアグループが主体となって、様々な形の「住民主体の移動支援」が始まっています。

亀岡市では、これらの取組に対して支援を行い、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

福祉に関する困りごと相談 ～福祉なんでも相談窓口～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいかわからない福祉に関する様々な困りごとを相談できる窓口として「福祉なんでも相談窓口」を開設しています。

また、ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける「ひきこもり相談支援窓口」も併せて開設しています。



成年後見制度の利用支援

成年後見制度とは、財産の管理や契約時に自ら判断をすることが難しい人を保護し、支援する制度です。

成年後見制度が必要な人を発見し、早期に相談・対応できる体制を整えるため、「成年後見制度中核機関」を設置し、制度の周知・啓発、相談や申し立ての支援を行います。



外国人の方のための相談窓口 ～かめおか多文化共生センター～

かめおか多文化共生センターでは、亀岡市に暮らす外国人住民に対して、生活相談などを通して困りごとや不安を解決する支援を行います。

生活の中でわからないことや困っていることがあれば、誰でも無料で相談できます。



第3期亀岡市地域福祉計画

令和5年度（2023年度）中間見直し **概要版**

発行：令和6年（2024年）3月 発行者：亀岡市

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 TEL:0771-25-5029 FAX:0771-24-3070